

[事案 28-103] 新契約無効請求

・平成 29 年 2 月 22 日 和解成立

< 事案の概要 >

契約の申込みは、募集人であった元配偶者が申立人に無断で行ったものであることを理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 26 年 11 月に契約した個人年金保険、平成 27 年 6 月に契約した終身保険および平成 28 年 1 月に契約した特定疾病保障保険は、いずれも元配偶者が契約申込書を偽造して申し込んだもので、申立人の意思に基づかない契約であるので、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

< 保険会社の主張 >

各契約の契約申込書は、申立人が自署しており、また、以下の理由により、申立人は各契約を認識していたので、申立人の請求には応じられない。

- (1) 申立人は、夫婦喧嘩の際に、保険料が負担であるから解約せよと文句を言っていた。
- (2) 申立人は保険料の引去口座の銀行預金通帳を見ることができた。
- (3) 申立人は保険料控除証明書を年末調整または確定申告のために利用していた。
- (4) 毎年、全ての契約の詳細が記載された契約内容の現況を申立人宛に送付していたが、申立人からは今回の申出までに苦情申立がなされていない。

< 裁定の概要 >

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込手続に不適切な点があったかどうかなど各契約の加入時の状況を把握するため、申立人と申立人の元配偶者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 各契約申込書の筆跡は、申立人の書き癖を踏まえると、申立人の筆跡とは認められず、申立人が筆跡を変えて申込みをしなければならない理由も認められない。よって、各契約申込書は、申立人が自署したものとは認められない。
- (2) 事情聴取において申立人は、各契約申込書には署名しておらず、保険加入について、申立人の元配偶者から何も聞かされていないと述べているが、申立人の元配偶者は、いずれの契約申込書も申立人が自署しており、契約内容は申立人に説明していると述べており、両者の言い分は異なる。

しかし、(1) のとおり、各契約申込書の筆跡は申立人のものとは認められないので、申立人の元配偶者の陳述は、客観的事実と矛盾し、信憑性に疑問がある。よって、各契約が申立人の意思にもとづくと認めることはできない。